

【(株)デンソー以外 従業員向け】

「健康保険被扶養者(異動)届」の運用変更について〈扶養追加の場合のみ〉

2024年4月1日以降、デンソー健康保険組合にご提出いただく扶養追加のための異動届の運用を変更します。
詳細は以下の通りですので、ご理解、ご協力いただきますようお願い致します。

1. 扶養追加時の運用変更点

- ・添付書類の「**住民票(写)**」を「**個人番号(マイナンバー) 記載のもの**」に変更します。
(変更理由は「3. 背景」を参照してください)
- ・個人番号(マイナンバー)は特定個人情報であり、特定個人情報保護の観点から、事業所・人事が個人番号記載の書類を取り扱わないフローとするため、**個人番号を取り扱わない事業所[注]**は、書類提出経路が変わります。

① **個人番号を取り扱わない事業所・人事**

「従業員(申請者) → 事業主・人事<チェック> → **従業員(申請者)** → デンソー健康保険組合」

② **個人番号を取り扱う事業所・人事** . . . 変更なし

「従業員(申請者) → 事業主・人事<チェック> → デンソー健康保険組合」

[注] 個人番号の取り扱いについては、各事業所の個人番号・特定個人情報取扱に関する規程に沿って事業所としての方針に基づき、取り扱う/取り扱わないが決定されます。ご自身の勤務先がどちらかは、勤務先事業所・人事にご確認ください。

2. 提出書類・提出方法

家族を健康保険の扶養に追加する際は、以下（１）～（３）をご確認のうえ手続きしてください。
手続きに関するご不明点は、各事業所・人事へお問合せください。

（１）提出書類 ※赤字部分が変更箇所です

① 出生以外の場合

変更後	変更前
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被扶養者（異動）届(2024.4改) [*1] ・住民票(写) <世帯全員の個人番号および続柄の記載のあるもの> ・その他（扶養追加する家族の続柄等により異なる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被扶養者（異動）届(2023.8改) ・住民票(写) <続柄の記載のあるもの> ・その他（扶養追加する家族の続柄等により異なる）

② 出生の場合

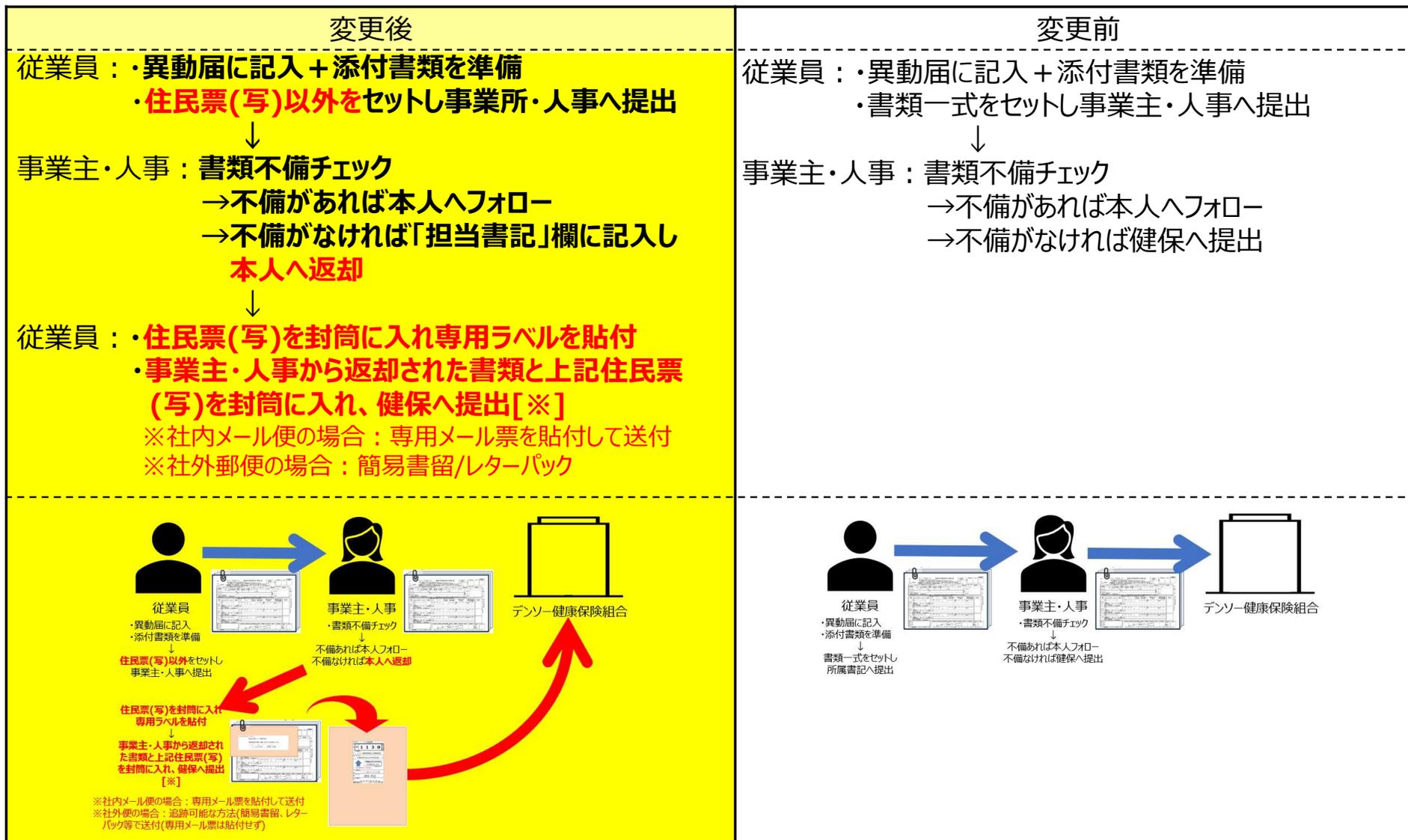
変更後	変更前
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被扶養者(異動)届【出生用】(2024.4改) [*2] ・住民票(写) <世帯全員の個人番号および続柄の記載のあるもの> ・配偶者の年収証明（配偶者が被扶養者の場合は不要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被扶養者(異動)届【出生用】(2023.8改) ・住民票(写) <世帯全員および続柄の記載のあるもの> ・配偶者の年収証明（配偶者が被扶養者の場合は不要）

*1・2_24年4月改訂「健康保険被扶養者(異動)届」、「健康保険被扶養者(異動)届_出生」は、所属の書記さん、または、デンソー健康保険組合ホームページより入手してください。（3月25日より掲載）

[家族の加入について | 各種手続き | デンソー健康保険組合 \(denso-kenpo.or.jp\)](#)

(2) 提出方法 ※赤字部分が変更箇所です

①個人番号を取り扱わない事業所の場合

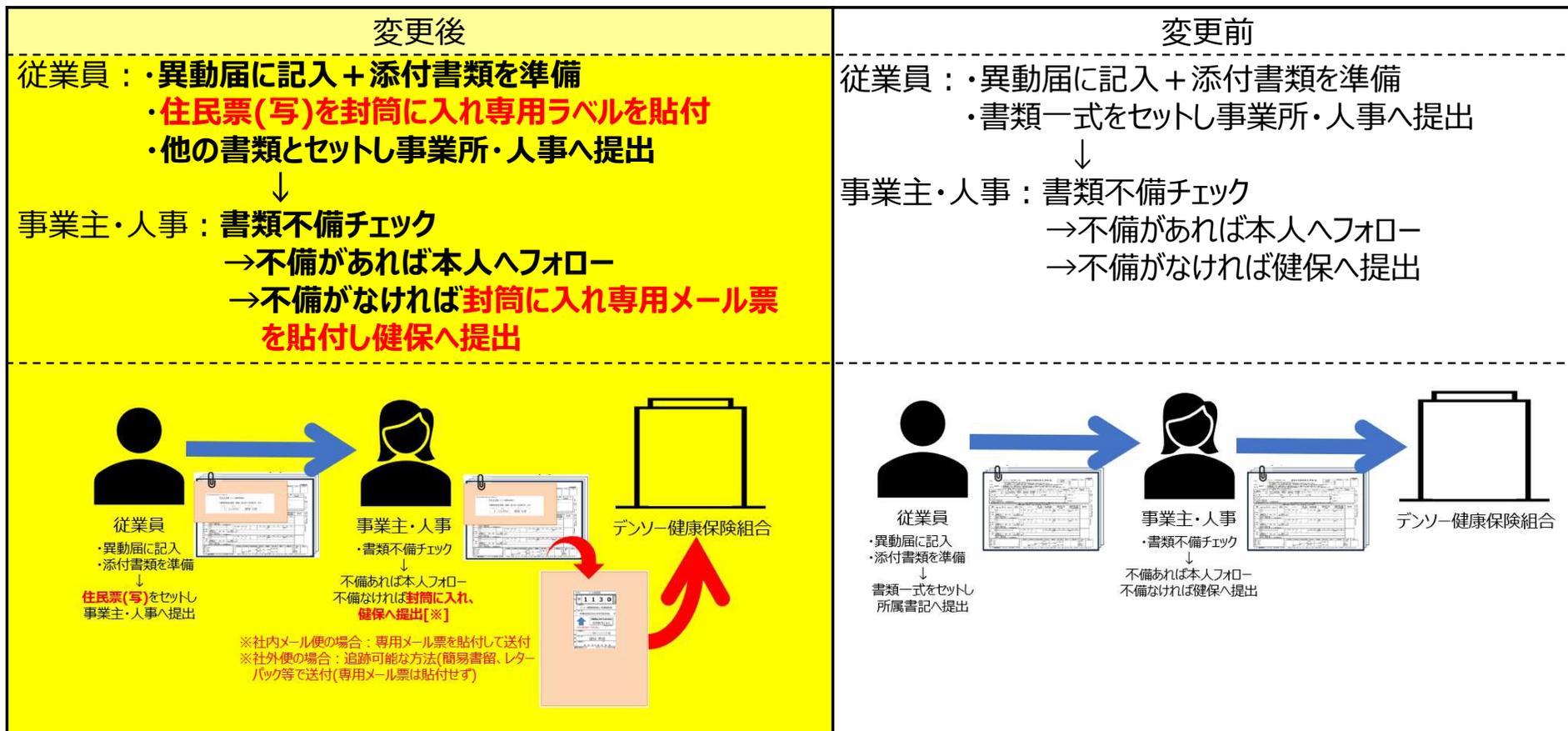


※住民票(写)専用ラベルは、異動届の最終ページより切り取ってご使用ください。

※健保送付専用メール票は、異動届の最終ページより切り取ってご使用ください。

※健保への提出時は、中身が見えないように必ず封筒に入れて発信してください。また、封筒は各自ご用意ください。

②個人番号を取り扱う事業所の場合



※住民票(写)専用ラベル、健保送付専用メール票は、異動届の最終ページより切り取ってご使用ください。

※健保への提出時は、中身が見えないように必ず封筒に入れて発送してください。また、封筒は各自ご用意ください。

(3) 変更時期

2024年4月1日以降作成分より

※「専用ラベル」や「専用メール票」が含まれるため、4月1日以降は必ず新帳票(2024.04改)を使用してください。

3. 背景

- ・健康保険証は2024年12月2日以降廃止（新規発行なし）となり、マイナ保険証に切り替わります。
（従来の健康保険証の使用期間は、廃止後1年間）
- ・マイナ保険証のご利用にあたり、健康保険の資格情報として個人番号（マイナンバー）の登録が必要です。
（ご家族様を健康保険の扶養家族に追加する際も同様です）
- ・個人番号を取り扱わない事業所では、個人番号の収集・活用は外部委託していますが、現状のシステム仕様では、法令に定められている期限を遵守した個人番号の提供を受ける事が困難な為、個人番号記載の住民票(写)を従業員から健康保険組合に送付していただくフロー（*）に変更します。
なお、現在、法令を遵守できるシステム仕様への改定を検討中です（大規模変更となるためしばらく時間がかかります）。
改定の目処が立ち次第、より簡素なフローへの変更を検討し再度連絡します。
（*）特定個人情報保護の観点から、個人番号記載の住民票(写)を従業員から健康保険組合に直接送付することにより、事業所・人事が個人番号記載の書類を取り扱わない前提のフロー。

4. その他

- ・「**事由発生日から5日以内に健保へ提出**」の原則は変更ありません。可能な限り早急にご提出いただくようご協力いただき、お急ぎの場合などは各事業所・人事にご相談ください。
- ・扶養削除の異動届や、その他手続き帳票の運用には変更ありません。
- ・各種帳票の最新版は、デンソー健康保険組合のホームページより入手してください。
[申請書一覧](#) | [申請書一覧](#) | [デンソー健康保険組合 \(denso-kenpo.or.jp\)](#) <今回改訂帳票は3月25日より掲載

> 5. お問合せ先

デンソー健康保険組合 医療保険室 経理・総務・適用グループ
当運用変更について : 徳永
各事業所担当者 : 澤山・松本・奥村(さ)

以上